

水道料金の値上げにご理解とご協力をお願いします。

平成26年10月請求分（9月検針分）からの値上げにご理解とご協力をお願いします。

多賀町の水道事業は、事業開始から約50年が経過し施設や管路の老朽化が深刻な状況にあります。そこで、安心・安全な給水を維持していくため、さらには大規模な災害に備えて耐震化を進めていく必要があることから、施設整備事業を進めてきました。

これらの施設整備事業に係る費用のほとんどを水道事業債（借金）で賄っており、借入金の利息や減価償却費が増加するなど、費用全体が増大しています。一方で、この間多賀町では少子高齢化による人口の減少や、節水型の給水器具の普及もあり水道使用量、給水収益が減少しています。

このような経営環境の中、料金水準を昭和61年以来、値上げを行うことなく、減少する収入と増加する費用に事務の効率化や費用圧縮の努力によって対応してきましたが、平成22・24年度には赤字決算となるなど水道事業の経営は危機的な状況にあります。

そこで、皆様の生活に欠かすことのできないライフラインである水道を守り、安心・安全な水道水をこれからも安定してお届けし続け、安定的に経営を行うため、水道料金の改定（値上げ）をお願いすることとなりました。

景気回復の効果もまだこれからという状況の中、消費税の増税やその他公共料金の値上げなど、ご利用者の皆様には大変なご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いするとともに、今後もさらなる経営の効率化や経費の節減等、一層の経営努力を行ってまいりますので、水道料金の値上げにご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

急激な変化を避けるため、2段階で改定します。

水道料金の改定は、平均19.96%の値上げとなりますが、消費税増税が同時期に行われることから、負担の急激な変化を避けるため、2段階に分けて改定を行います。**平成26年10月請求分からは平均10.06%の値上げとなる料金Aとなり、平成29年4月請求分から平均19.96%の値上げとなる料金Bとなります。**（消費税については平成26年5月請求分から8%になり、1円単位で加算します。）

- 料金改定による主な変更点は次のとおりです。
- ◎口径別料金体制へ移行します。ご利用の口径に応じた基本料金が設定されます。
- ◎基本水量を廃止します。1㎡から従量料金が発生します。
- ◎量水器使用料を廃止します。

現行料金 平成26年9月請求分まで

区 分		基本料金1か月につき		上水道	量水器使用料	
		使用水量（㎡）	金額（円）	超過料金 1㎡（円）		
専用給水	一般用	10	1,100	130	φ13mm	100円
	事業所用	15	2,200	150	φ25mm以下	300円
		100	14,000	150	φ40mm	500円
		500	68,000	150	φ125mm以下	4,000円
		5,000	670,000	150	φ150mm	7,000円
	官公署用	15	2,000	150		
		300	41,000	150		
	営業用	30	4,000	150		
共同		30	4,000	150		
臨時		1	1,100	260		
維持費				300		

※使用料の額は上記金額により算出した合計額に、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額（以下「消費税相当額」という。）とする。なお、消費税相当額を加算した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

料金A 平成26年10月請求分から平成29年3月請求分

量水器 口径	基本料金 (税抜)	基本 水量	従量料金 (税抜)					量水器 使用料
			～ 10 ㎡	～ 30 ㎡	～ 50 ㎡	～1000㎡	1001㎡～	
φ 13	400	無し	105	135	145	165	155	無し ※基本料金に含 める
φ 20	1,000							
φ 25	2,000							
φ 40	7,500							
φ 50	13,500							
φ 75	40,000							
φ 100	85,000							
φ 150	240,000							
臨時用	各口径に準 ずる	無し	240					

※使用料の額は上記金額により算出した合計額に、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額（以下「消費税相当額」という。）とする。
なお、消費税相当額を加算した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

料金B 平成29年4月請求分から

量水 器 口 径	基本料 金 (税抜)	基本 水量	従量料金 (税抜)					量水器 使用料
			～ 10 ㎡	～ 30 ㎡	～ 50 ㎡	～1000㎡	1001㎡～	
φ 13	400	無し	120	150	160	180	170	無し ※基本料金に含 める
φ 20	1,000							
φ 25	2,000							
φ 40	7,500							
φ 50	13,500							
φ 75	40,000							
φ 100	85,000							
φ 150	240,000							
臨時用	各口径に準 する	無し	240					

※使用料の額は上記金額により算出した合計額に、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額（以下「消費税相当額」という。）とする。
なお、消費税相当額を加算した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

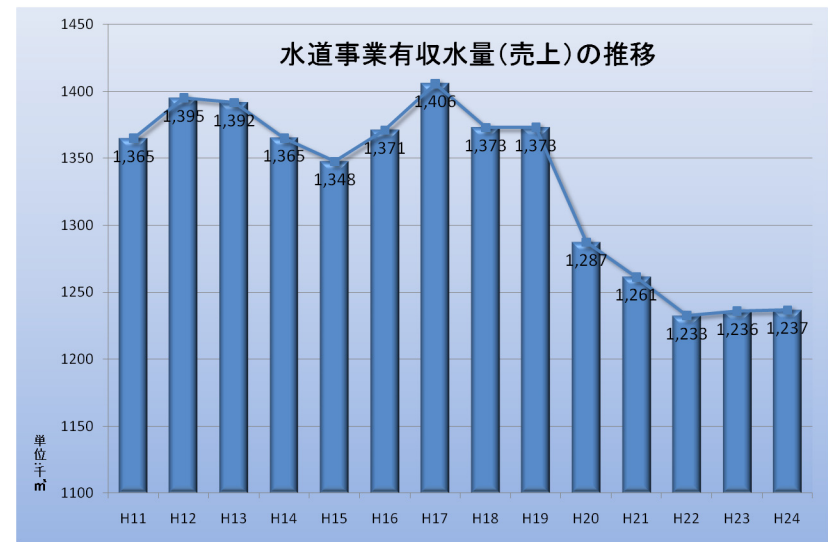
水道事業の現状と課題

○管路・施設の老朽化

平成24年度末において多賀町水道事業の水道管の総延長は約109kmあり、平成21年度から本格的に老朽管の更新と耐震化に取り組んでいますが、半分以上の約60kmが設置から20年以上を経過しています。

この経年管のほとんどは耐震性能のないビニル管となっており、地震に対応できる管路の割合である耐震適合率は12.7%しかありません。これは、滋賀県平均の34%に遠く及ばない状況にあります。

管路の老朽化は、漏水や破損による断水といった危険性があるため、計画的な更新が必要となります。



○給水収益の減少

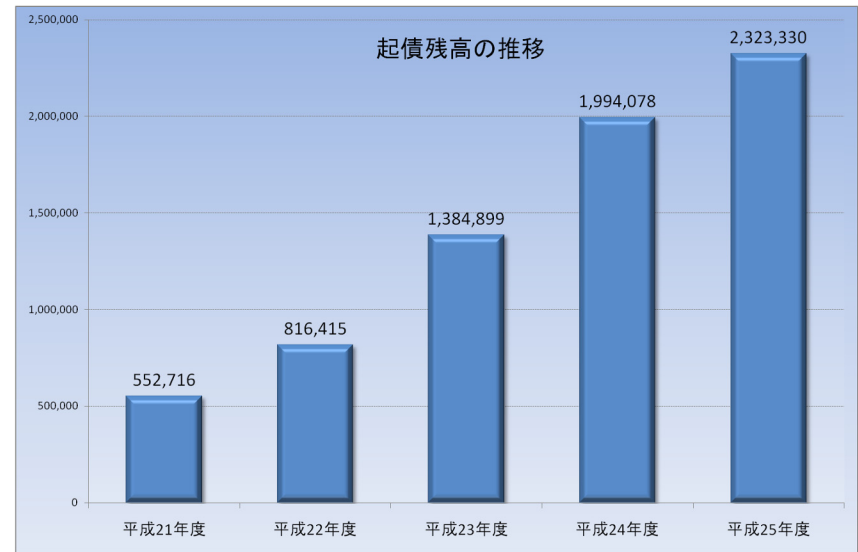
平成17年度の約140万㎡をピークに減少を続けています。これは少子高齢化による人口の減少や節水型給水器具の普及が進んだことが主な原因と考えられます。

また、近年、多賀第2工業団地や中川原工業団地に新しい企業の進出があり、有収水量は若干持ち直すことが予想されますが将来的には有収水量、給水収益は減少していくと考えられます。

○起債（借入金）残高の急増と赤字の発生

水道事業では、老朽化した水道管の更新や、災害に耐えうる施設、厳格化される水道水質基準を満たすために浄水場新設工事などに取り組んでいます。

その結果、平成25年度末の起債残高は約23億円となっており、今後これらの返済により水道事業の資金繰りは非常に厳しいものになります。平成22年・24年度には赤字決算となっています。



将来に渡って安心、安全な水を安定的に供給するためにご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先 多賀町役場地域整備課上水道係 電話：48-8124 有線：2-2583